

平成24年4月18日

震災復興対策に関する 要 請 書

宮城県議会議長 中 村 功

宮城県市議会議長会
会長・仙台市議会議長 佐藤正昭

宮城県町村議会議長会
会長・大和町議会議長 大須賀 啓

震災復興対策に関する要請書

震災後1年余りを経過しましたが、この間の本県県民及び地方公共団体に対する国の取り組みに対しまして改めて厚く感謝申し上げます。全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの温かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、本県においては今なお多くの被災者が応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされているとともに、被災地には災害廃棄物の山がうず高く積まれ、被災者の生活再建に重大な影響を与えています。

さらに、本県は、福島県に隣接し、東京電力福島第一原子力発電所から最も近い地域は同原発から福島市までとほぼ同距離にあります。放射性物質の拡散は住民生活や産業、観光など多様な分野に大きな影響を及ぼし、住民は生活環境や健康、生業や雇用の維持などあらゆる分野において、将来への不安を抱えながら生活しており、地域の将来像はもとより自らの今後の生活が描けないまま立ちすくんでおります。

また、自治体は限られた人員と予算で、これまで経験したことのない多様な復興業務に取り組んでいます。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、自治体が1日も早い復興計画の実現に向けて業務を円滑に進めることができるよう、以下の事項について要望いたします。

1 復旧・復興に向けた地域の実情に応じた対応

2月に復興庁が発足し、本県には復興局及び支所2か所が設置され、復興に関する施策の企画、調整及び実施や自治体への一元的な窓口と支援を実施していただいているところですが、東日本大震災復興交付金の申請手続においては、指導や照会が復興庁以外の省庁との間でも行われるなど必ずしもワンストップの対応とならなかったケースも生じております。限られた人員での対応を余儀なくされている自治体の実情を考慮し、自治体に対するワンストップの対応など交付金の円滑な活用に向けた対応を求めます。

また、交付金の第二回申請に対する配分に当たっては、地域の実情に配慮し、県及び市町復興計画の1日も早い実現に向けた取り組みを力強く後押しする十分な額の配分と速やかな交付を求めます。

2 放射性物質の拡散に係る対応

(1) 住民の生活環境の改善に向けた中長期的な対策

放射性物質の拡散に県境はないにもかかわらず、福島県と宮城県では放射性物質の拡散に係る国の対応に大きな格差があることから、対策を県単位で一律に区切ることなく、放射性物質拡散の実態に鑑み、宮城県内においても県民が将来にわたって地域で安心して生活していくための中長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずるよう求めます。また、自治体が行う除染や住民健康調査、放射線量の測定などの経費については、既に対応したものも含め、福島県と同様の財政措置を講ずるよう求めます。

(2) 県内産品、観光業等に係る風評被害対策の強化

福島第一原発事故以降、本県の農林水産物や加工食品、工業製品、観光業等に関して、国内外における風評による広範な被害が生じております。関係者は、食品に含まれる放射性セシウムの基準の厳格化に対応し、水産物の一部について出荷自粛を行うなど食の安全・安心の確保に向けた対策に取り組んでおりますが、安全性が確認された後でも風評被害は避けられないものと思われることから、国民に対する広報の強化や販売促進に係る支援策などの風評被害対策を強化するよう求めます。

加えて、県内産品や観光業において風評によって発生した損害について、原子力損害の賠償の対象として、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示することを求めます。

3 災害廃棄物の処理の一層の推進

災害廃棄物の処理について、国においては道府県及び政令指定都市に対する協力要請や受け入れる自治体への財政支援などの対策を講ずることとし、受け入れに向けた検討を始める自治体は増加しつつありますが、処理に伴う放射性物質の拡散への住民の懸念などから、一部の自治体では受け入れが進まない状況にあります。受け入れ地域の住民をはじめとする国民の不安の払拭のため、適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明など、引き続き受け入れ推進に向けた積極的な取組を求めます。また、建設資材や原料等への再生利用が可能なものについて、国の事業における活用や産業界への活用の要請、新たな活用方法の提示など、再生利用に向けた積極的な取組を求めます。